

本件事故当時、宮城県に居住していた申立人らが、地震の被害を避けるために、自主的避難等対象区域に避難した後、本件事故により、更に避難を強いられたとして、自主的避難等対象区域からの避難に係る避難費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1 及び申立人X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	平成23年3月1日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に伴う自主的避難に係る費用
期 間	自 平成23年3月16日 至 平成23年3月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、金84,558円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を3通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月28日

(仲介委員長 堀川末子、仲介委員 柏木秀一、同 竹原虎之助)